

介護サービス事業所運営指導結果について

通所系サービス

通所系サービス共通（P3~14）

<通所系サービス>

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

【具体的取扱方針】

サービス提供開始後に、サービス計画の説明・同意・交付を行っている。

サービスの提供は、サービス計画に基づき行われるものであり、サービス提供前に利用者から同意を得るようにしてください。

【運営規程】

運営規程に定めるべき内容が定められていない。

運営規程には、以下に掲げる事項を内容とする規程を定めてください。

参 考

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④利用定員
- ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法 ※
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪その他運営に関する重要事項

※⑧...通所リハビリテーションは不要

【業務継続計画の策定等】

業務継続計画に基づく訓練を実施していない。

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。

一体的に実施することが認められているもの

- ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練
⇒ 衛生管理等の感染症の予防及びまん延防止のための訓練
- ・ 災害の業務継続計画に係る訓練
⇒ 非常災害対策に係る訓練

【勤務体制の確保等】

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・ 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「管理職向け研修のための手引き」、「職員向け研修のための手引き」

【衛生管理等】

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。

おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。

【衛生管理等】

②感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知徹底が図られていない。

委員会の結果について、周知徹底を図ったことを確認できるよう必要な措置を講じてください。

【衛生管理等】

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修を開催していない。

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を内容とした研修を定期的（年1回以上）に開催してください。

【衛生管理等】

④感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していない。

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施してください。

【衛生管理等】

⑤感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。

事業所における平常時の対策及び発生時の対応を規定した「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備してください。

[平常時の対策]

- ・事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

[発生時の対応]

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・行政等への報告

【参考】厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

「介護現場における感染対策の手引き」

【秘密保持等】

利用者の家族の個人情報を用いる場合において、当該家族の同意を文書から確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

【虐待の防止】

①虐待防止検討委員会で検討した事項について、従業者に周知していない。

虐待防止検討委員会で検討した事項について、従業者に周知徹底を図ってください。また、周知徹底を図ったことを確認できるよう必要な措置を講じてください。

【虐待の防止】

②虐待の防止のための研修について、新規採用時に実施していない。

年度初め、年度途中に関わらず、新規採用時には必ず研修を実施してください。

【虐待の防止】

③虐待の防止のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

虐待の防止のための指針には、次の項目を盛り込んでください。

参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【個別機能訓練加算】 通所介護

個別機能訓練の目標の設定にあたり、利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割の把握が行われていない。

個別機能訓練計画の目標を設定するにあたり、利用者の日常生活や社会生活等について、現在行っていることや今後行いたいこと（ニーズ・日常生活や社会生活等における役割）を把握するため、別紙様式 3 - 1 の興味・関心チェックシートを活用してください。

【参考】 R6.3.15 老高発0315第2号 老認発0315第2号 老老発0315第2号

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

第二章第2のIの1(1)

【通所介護費（地密・認知含む）】 【通所リハビリテーション費】

当日の利用者の心身の状況から、短縮した所要時間に応じた所定単位数を算定する場合に、通所サービス計画が再作成されていない。

当日の利用者の心身の状況から、短縮した所要時間に応じた所定単位数を算定する場合は、通所サービス計画を再作成してください。

【通則（抜粋）】

⇒「所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の通所介護を行うための標準的な時間による」

⇒「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。」

[老企第36号] 第2の7(1)

[老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号] 第2の3の2(1)、第2の4(1)

（看護）小規模多機能型居宅介護（P16～18）

【具体的取扱方針】 小多機・看多機

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知していない。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ったことを確認できるようにしてください。

【具体的取扱方針】 小多機・看多機

②身体的拘束等の適正化のための研修について、新規採用時に実施していない。

年度初め、年度途中に関わらず、新規採用時には必ず研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録すること。

【サービス提供体制強化加算】 小多機・看多機

①利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の開催について、全ての従業者が参加していない。

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議について、従業者の全てが参加するものでなければならないことに留意してください。

※全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。

※全員が参加したことを確認できるよう会議録を作成してください。

【サービス提供体制強化加算】 小多機・看多機

②事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容が事業所として一律の研修計画となっている。

研修計画については、従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならないことに留意してください。

基準上必要とされる「委員会」「研修」「訓練」の実施回数一覧_令和8年度時点

基準項目		通所系 ※1	多機能系 ※2
委員会	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	—	3月に1回以上 (年4回以上)
	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 (6月に1回以上)
	虐待の防止のための対策を検討する委員会	年1回以上	年1回以上
研修	身体的拘束等の適正化のための研修	—	年2回以上
	BCP研修（感染・災害）	年1回以上	年1回以上
	感染症の予防及びまん延の防止のための研修	年1回以上	年1回以上
	虐待の防止のための研修	年1回以上	年1回以上
訓練	感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	年1回以上	年1回以上
	BCP訓練（感染・災害）	年1回以上	年1回以上
	避難、救出その他必要な訓練	年1回以上	年1回以上

いずれも他の委員会と一体的に設置・運営することは差し支えありませんが、その場合は、それぞれの委員会で検討すべき内容について議論したことが分かるように記録してください。

いずれも委員会で検討した事項について、従業者に周知徹底を図ってください。

一体的に実施可（感染）

いずれも研修の内容を記録する必要があります。また、一体的に開催した研修は、それぞれの内容について研修したことがわかるよう記録してください。

一体的に実施可（感染）

一体的に実施可（災害）

※1…通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

※2…小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第033105号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）